

総工事費一千百万円を砂利穴を利用して二十市町で負担して舗装しようとするもので、羽村・瑞穂の負担はないが、横直接市が処理している場合は三分の二、委託している場合は三分の一ということ、当福生市は委託しているもので約六十五万円を負担することになったが、直接市が処理している場合は約百十万円となっている。当市における伝染病関係は昨年で二十四件発生し、本年は現在まで十二名でほとんどが猩紅熱である。老人検診は国・都・市が三分の一ずつ負担し、通常医師にかかっていない六十五歳以上の老人約一千八百人を対象に、医師会を通じて各市内の開業医にお願いすることになっている。

なお、防衛施設庁から借用する予定の武蔵野地区の危険物理設場所に用するヘイ等の工事はできるだけ強固なものを造りたいと思う。

以上のような答弁が理事者側からあり、引き続いて本案について採決いたしましたところ、全委員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

よろしく慎重ご審議賜わり、当委員会の報告どおりご決定くださるようお願い申しあげまして報告を終わります。

○議長（石川信義君） 以上で各委員長の審査報告は終わりました。これより各委員会報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 質疑を終わります。

○十四番（小林暢吉君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題になっております議案第九十号については、討論を省略し各委員会審査報告どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） おはかりいたします。

ただいま小林暢吉君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し審査報告のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 (石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案第九十号昭和四十八年度福生市一般会計補正予算(第二号)は委員会審査報告どおり可決されました。

○議長 (石川信義君) これより十時五十分まで休憩いたします。

午前十時三十八分 休憩

午前十時五十二分 開議

○議長 (石川信義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第四議案第九十一号昭和四十八年度福生市水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

(厚生委員長 中曽根 実君登壇)

○厚生委員長 (中曽根 実君) 審査報告を申しあげます。

(議案審査報告書朗読)

別添参照

福生市議会

なお、補正して審議の概要についてご報告申しあげます。

本補正予算は収益的収入及び支出のうち支出関係のみの補正でありまして、当初予算で夏季の需要期に都の分水を一日千トンとして計上していたが、本年は暑い日が続き、一日二千トン程度の受水をしたための百三十八万一千円、減価償却費の算定結果による百五十四万六千円の減額、そのほか営業費用において増減差引きし五万円の減額補正となり、また営業外費用では当初三月一日から起債を借りる予定であったが、三月末日に借り入れたための支払利息で二十三万五千円の減額補正となった。この結果資本的収入が支出に不足する四千二百七十五万三千円は、当年度損益勘定留保資金三千二十二万円と建設改良積立金四千二百五十二万円で補正しようとするものであります。

なお、現在第二浄水場は運転を中止し、第三浄水場から給水しているため、当初圧力を一五キロで送水、受水量も多かったが、圧力が強かったので若干下げて送水し、その後は都の分水は千トン前後となった。

またこの分水はトン当たり十九円で、給水原価は約四十円に
対し、供給単価は三十八円となっているため二円のマイナスとなっ
ているが、決算上では加入負担金等の収入があるので黒字とな
っている。

以上のような説明があり、採決を行ったところ、全員一致、原案
を可決すべきものと決定いたしました。

慎重ご審議賜わりまして本案についてご可決くださいますよう
お願い申しあげまして報告いたします。

○議長

(石川信義君)

以上で委員長の審査報告は終了しました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

(石川信義君)

以上で質疑を終ります。

○十四番

(小林暢吉君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十一号については、討
論を省略し委員会審査報告どおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

福生市議会

○議長

(石川信義君)

おはかりいたします。

ただいま小林暢吉君から所定の賛成者を得て、本案は討論
を省略し審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されまし
たが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

(石川信義君)

ご異議なしと認めます。よって議案第九十一号
昭和四十八年度福生市水道事業会計補正予算(第一号)につい
ては委員会報告どおり可決いたしました。

○議長

(石川信義君)

日程第五議案第九十二号昭和四十七年度福生
市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので
委員長から報告願います。

(厚生委員長 中曽根 実君 登壇)

○厚生委員長

(中曽根 実君)

報告します。

(議案審査報告書朗読)

別添参照

議九十二

議九十三

議九十四

議九十五

議九十六

なお、引き続いて審議の概要について補足してご説明いたします。審議の冒頭に水道課長より本決算に対する説明を求め、その主な内容は、収益的収入及び支出のうち収入において給水収益の一億六千四百五十四万余円をはじめ八千万円余りの現金に対する預金利子や住宅公団等からの受託工事収入を含め一億七千百六十二万余円、支出においては職員の人件費をはじめ動力費や修繕費、受託工事費、集検針に要する経費、あるいは土地、建物、構築物等の固定資産の減価償却費、企業債の利子及び水道管の移設に伴う委託料そのほかを含め水道事業費用として一億六千二百三十五万余円、差し引き九百二十五万三千八百七十四円が当年度の純利益となっている。

資金的収入及び支出では、収入において企業債が六千万円、消化栓設置に伴う一般会計からの負担金とか住宅公団からの負担金を含め合計六千六百六十五万余円、支出においては建設改良費として九千八万余円と企業債の償還金一千三百五十五万余円、合計一億三百六十三万余円となり、従って収入が不足する三千

六百九十八万六千余円は、当年度損益勘定留保資金と建設改良積立金で補てんしたというものであります。

剰余金については、減債積立金として五百九十五万円、また建設改良積立金として四十六年度までに六千七十二万余円を積み立てし、このうち四十七年度において七百五十二万八千円を取りくずしているのです。五千三百二十万八千余円、未処分利益剰余金は四十六年度末で二千二百二十六千余円あり、このうち四十七年度において減債積立金と建設改良積立金に一千二百七十万円を充当したので、九百三十二万六千円が利益剰余金として繰り越され、四十七年度の純利益九百二十五万余円を加えますと本年度末では一千八百五十八万余円となっている。これを公営企業法の定めるところにより五十万円を減債積立金に、八百万円を建設改良積立金として積み立てし、残りを翌年度に未処分利益剰余金として繰り越そうとするものであります。

貸借対照表にあきましても、土地・建物・構築物・機械・装置等の有形固定資産と無形固定資産を含め八億七千八百三十八万余

円、現金や貯贈品等の流動資産として八千三百六十八万余円、資産の合計が九億六千二百六万余円となります。

負債では流動負債が百二十四万余円、自己資本金が九千一万余円、借入資本金、いわゆる企業債が七億二千百六十九万余円、資本金の合計が八億一千百七十一万余円となっております。

このような説明があり、各委員から活発な質疑がかわされましたが、その主なものは、有収水量が上がり漏水は八%となっているが、この原因として明確なものはない。ただし漏水防止には力を入れていますが、このほか支障のない程度に水压を下げることも影郷普していると考えられる。

エタニットパイプの古いものは昭和三十年から昭和三十六年頃に布設されたが、耐用年数は三十年であるのでまだ充分耐えられると思う。普及率は四十六年度より〇.三%上がっているが、一部私有井戸を使っている家庭もあり、二〇%に達していない。市全体の布設管からみると二〇%近くになっている。また昨年発生した基地からの給水停止の件については、一部私有地のため未解決の部分があり

ますが、市の水道が措置できるまでは給水することになっているので、極力市の水道で給水できるように努力していきたい。

未収金の回収については、水道料金は一月遅れで入り、決算時においては三月分が残るものほとんどが回収できる。今後の収支の見通しは、四十七年度まで七千七百万円の繰越剰余金があり、四十八年度は五百五十万円程度の黒字が予想されるが、来年度は収支ゼロ、五十年以降からは赤字が出るものと予想される。当市の職員の平均年齢が二十六市より高いのは、浄水場における職員が五十歳以上が多いためで、現在は若干低くなっている。赤字の発生を防止するため合理化を行い極力職員増を押さえ、人件費を少なくしていきたいと思う。

ついで本決算については全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

○議長

(石川信義君) 以上で委員長長の審査報告は終了しました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (石川信義君) 以上で質疑を終ります。

○十四番 (小林暢吉君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十二号については、討論を省略し委員会審査報告どおり認定されんことを望みます。

「賛成」と呼ぶ者あり

○議長 (石川信義君) おはかりいたします。

ただいま小林暢吉君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告どおり認定されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長 (石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案第九十二号

昭和四十七年度福生市水道事業会計決算認定については委員会審査報告どおり認定されました。

○議長 (石川信義君) 日程第六議案第九十三号昭和四十七年度福

生地区消防組合一般会計決算認定についてを議題といたし

ます。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

(総務委員長 森田秀雄君登壇)

○総務委員長 (森田秀雄君) 審査報告を申しあげます。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

なお、本委員会の大綱についてご報告いたします。

冒頭に担当の会計課長より、福生四六・三三%、羽村三〇・六二%瑞穂二・二五%の負担割合による分担金一億八千五百七十五万九千円、組合債六千万円、そのほか国や都の補助金等の歳入が二億五千四百九十九万四千七百二十四円、歳出においては、消防活動を行うための運営費や羽村・熊川の出張所の用地取得及び建設費を主とする事業費をはじめ職員の人件費等の総務費、本署及び出張所の事業債その他を合わせ、歳出が二億五千三百六十六万四千六百九十二円、歳入歳出残金百三十三万三千三百六十二円を起債償還に充当しようとするものである。——との説明があり、これ

に対する質疑が活発に行われ、その主な内容は、歳入の電話債券の売却収入九千五百八円と歳出の羽村出張所の電話債券九千八百八十円の差については、組合解散により電話債券が移管されることとなり、その処分を同年度中の期限前に処分したために割り引かれて三百七十二円の差が生じた。なお、今後都への委託費及び起債の償還はどうなっているか——に対しては、委託費は、関係市で組織している三多摩消防連絡協議会と都側で協議して委託額を決定しているが、現在は都が四五%、委託市が五五%となっており、昭和五十五年度からは五〇%ずつとなる予定で、福生の負担額七千七百二十三万円、羽村が五千四百五十二万円、瑞穂四千二百万円となっている。起債の未償還金については分担金の率で福生四十六・三%、羽村三〇・六%、瑞穂二三・二五%の割合で昭和七十年年度までに一億一千三百九十九万円を償還することになっているが、福生は本年度では約一千六百万円ぐらゐとなる。

このような質疑応答がかつされた後、ついで採決いたしましたところ、本決算は全員異議なく原案通り認定すべきものと

決定いたしました。

よろしく本委員会決定通り認定くださいますようお願いいたします。報告いたします。

○議長

(石川信義君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

(石川信義君)

以上で質疑を終ります。

○十四番 小林暢吉君

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十三号については、討論を省略し委員会審査報告とあり認定されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長

(石川信義君)

おはかりいたします。

ただいま小林暢吉君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告とあり認定されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石川信義君）ご異議なしと認めます。よって議案第九十三号昭和四十七年度福生地区消防組合一般会計決算認定については委員会審査報告とおり認定されました。

○議長（石川信義君）日程第七議案第九十四号福生市土地開発公社の設立についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

（建設委員長大野行夫君登壇）

○建設委員長（大野行夫君）審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

なお、本案に対する補足説明を申しあげます。

本案審議にあたり担当課長に対し説明を求めました。

本案については先般の本会議第一日目において総括的に説明されております関係から主に定款についての説明がなされたわけであります。

福生市議会

本案は市民の福祉を増進するために必要な公共用地等の整備事業用地を計画的に先行取得するために、この福生市土地開発公社を設けようとするもので、それに伴い定款により必要な事項を定めているものであります。この質疑においては、役員の中に民間人を加えることは公共用地拡大の推進に関する法律により設立されている団体については、地方課の見解等でも民間人を加えることは好ましくないとの回答もあり、そのようにしていきたい。土地開発公社に対する市長の関係は、公社役員の任命権、監督権を持っている。公社の理事長は市長に対してその年度の事業計画、事業の実績、決算その他について市長に提出する。市長はその公社の報告に基づいて議会にそれらの書類を提出するわけである。今後市長より委託を受けた場合の取得可能な場所については用地課が設けられ、これに大いに期待をかけ積極的に取得していきたい。公社は出資金五百万円、運用金五十万円を予算計上しているが、人件費等は用地課職員の兼任であるので、すべて市財政で賄うことになる。また役員は無報酬であるが、これ

は市職員であり職務と併行して公社関係の仕事を行うことから無報酬とするものである。職員増強については公社関係を含めた用地課として独立した課を設けることからこの中で処理していく。定款等の変更の際には議会の議決を得ていく。——等の質疑があり、慎重に審査し採決いたしましたところ、全員異議なく本案を可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ慎重ご審議賜りまして、委員会の決定とありご可決くださるようお願いいたしますして補足説明いたします。

○議長（石川信義君） 以上で委員長長の審査報告は終了しました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

○十四番（小林暢吉君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十四号については、討論を省略し委員会審査報告とあり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） おはかりいたします。

ただいま小林暢吉君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって議案第九十四号

福生市土地開発公社の設立については委員会審査報告とあり可決されました。

○議長（石川信義君） これより暫時休憩いたします。

午前十一時十六分 休憩

午前十一時四十二分 開議

○議長（石川信義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第八議案第九十五号町区域の設定についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので
委員長から報告を願います。

(建設委員長大野行夫君登壇)

○建設委員長(大野行夫君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

なお、本案につきましては担当課長より説明を求め、多摩河原
区画整理事業が順調な進捗をみせ、昭和四十九年十月をもって
換地処分を行う工程に立ち、地方自治法第二百六十条第一項の
規定に基づき議会の議決を経て町区域を決定するものであり、
その町名をそれぞれ南田園・北田園という名称とするものである。

——との説明があり、質疑の後採決いたしましたところ、当委員
会としては本案を原案どおり可決することに決定した次第でござ
います。

よろしく慎重なるご審議を賜りまして、当委員会の決定どお
り可決されますようお願いいたしまして補足説明といたします。

○議長(石川信義君) 以上で委員長の審査報告は終了しました。

福生市議会

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

○十四番(小林暢吉君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十五号については、討論
を省略し委員会審査報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) おわかりいたします。

ただいま小林暢吉君から所定の賛成者を得て、本案は討論を
省略し委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出され
ましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案第九十五号町
区域の設定については委員会報告どおり可決されました。

○議長(石川信義君) 日程第九議案第九十六号市道路線の認定につい